

令和2年7月2日
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ

～茨城県及び宮城県の一部市町村における洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の見直し～

(令和元年5月23日付お知らせ及び令和2年3月18日付お知らせ関連)

洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」、「平成28年（2016年）熊本地震」及び「令和元年東日本台風（台風第19号）」の影響を考慮し、一部の市町村では、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の市町村では、令和2年7月9日13時（日本時間）をもって洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を見直します。

記

○宮城県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）

以下の市町村では、これまで市町村内全域に適用していた暫定基準の適用範囲を見直し、一部の領域（約1km四方の格子単位）に限定して暫定基準を適用します。暫定基準を継続する領域については、別紙をご覧ください。

一部の領域で暫定基準を適用した運用を継続する市町村

仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町

○茨城県（令和元年東日本台風）

全ての市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を適用した運用を終了する市町村

水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、取手市

以上

【参考】岩手県、福島県、熊本県の暫定基準の適用状況

岩手県、福島県及び熊本県については、今回は変更ありません。各県において、現在暫定基準を適用しているのは以下の市町村です。

○岩手県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）

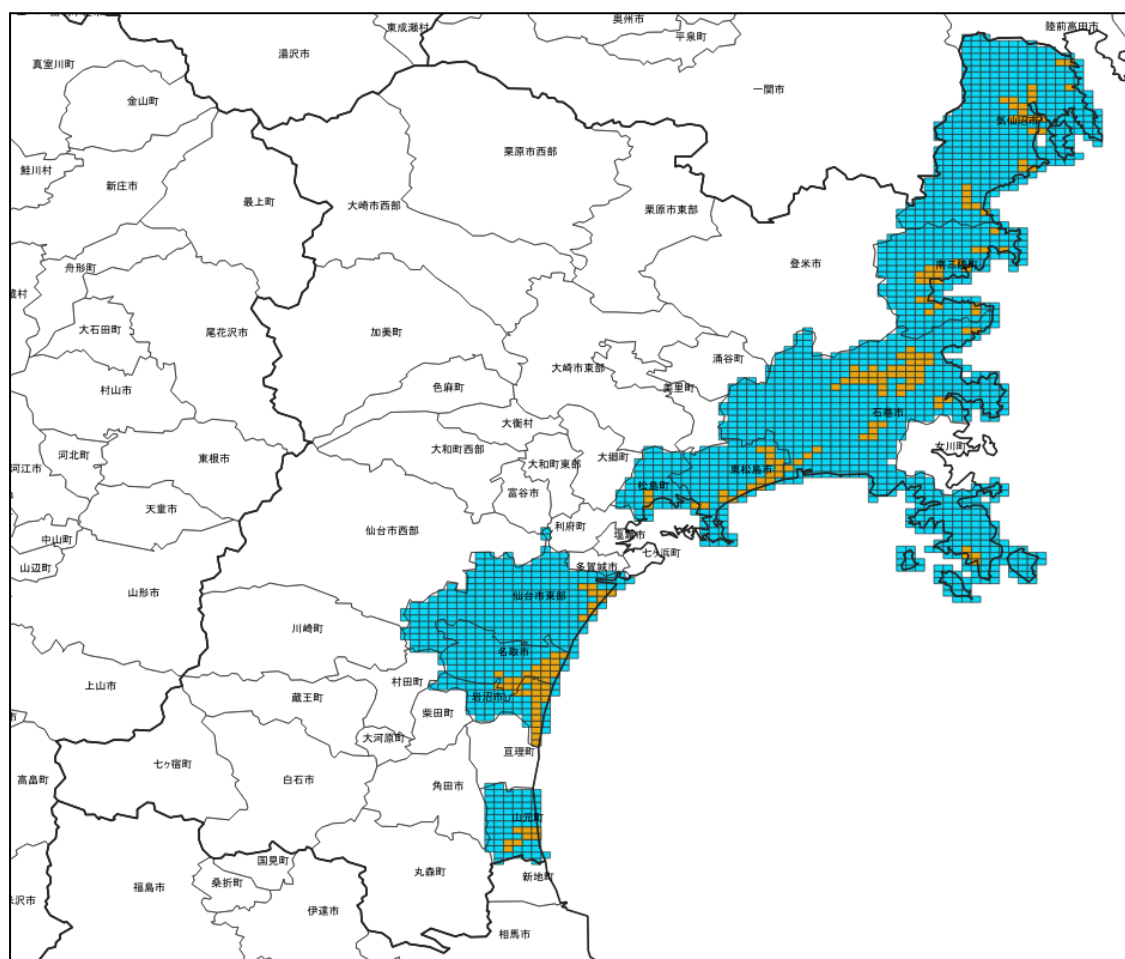
釜石市、大槌町

○福島県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震及び令和元年東日本台風）

福島市、伊達市、桑折町、郡山市、本宮市、鏡石町、白河市、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、浅川町、相馬市、新地町、広野町、楡葉町、葛尾村、いわき市、郡山市湖南、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

○熊本県（平成 28 年（2016 年）熊本地震）

益城町



宮城県において暫定基準を適用した運用を継続する格子（橙色の格子）

仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町では市町村全域に暫定基準を適用していたが、河川施設の復旧状況等を踏まえ、水色の格子については暫定基準を適用した運用を廃止し、橙色の格子のみに暫定基準を継続する。